

手続き名	資格喪失届出（国民健康保険）
------	----------------

Q：本手続きの概要を教えてください

A：国民健康保険に加入している方がお亡くなりになった場合、国民健康保険異動届出書の提出が必要になります。

また、国民健康保険被保険者証や高齢受給者証等、国民健康保険関係の各種証の交付を受けている場合はご返還ください。

Q：同一世帯員や親族ではない人が届出することはできますか。

A：委任状があれば届出することができます。委任状を用意することができない場合は、国民健康保険室資格担当まで連絡してください。なお、作成した委任状は異動届出書に同封してください。

Q：届出の期限を超過しましたが、受付してもらえますか。

A：国民健康保険室資格担当まで連絡してください。

Q：手続きに必要なものは何ですか。

A：必要な書類は、以下のとおりです。

- ① 故人の国民健康保険被保険者証（擬制世帯主の場合は不要）
- ② 故人の高齢受給者証（70歳以上で交付を受けている場合のみ）等、国民健康保険関係の各種証
- ③ 届出される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の写し
- ④ 委任状（代理人申請時）

Q：今回の申請により国民健康保険料が変更された場合の取り扱いはどうなりますか。

A：国民健康保険室から郵送等によりお知らせします。

Q：故人の国民健康保険被保険者証を紛失した場合、どうすればいいのでしょうか？

A：被保険者死亡による資格喪失のため、特段の手続きの必要はありません。見つかり次第、国民健康保険室資格担当への返還をお願いします。

Q：このたび国民健康保険上の世帯主が亡くなりました。私の国民健康保険証には、世帯主の欄に故人の名前が記載されていますが、どうしたらいいですか。

A：国民健康保険上の世帯主（擬制世帯主を含む）がお亡くなりになった場合において、故人と同一世帯の方で国民健康保険の加入を継続される方がおられる場合は、新たな国民健康保険上の世帯主（擬制世帯主を含む）を設定することとなり、届出が必要です。これに伴って、新しい保険証の交付を受けていただく必要があります。

これについては、郵送での手続きはできませんので、恐れ入りますが国民健康保険室までお越しください。

問い合わせ先	枚方市役所 別館 2階 国民健康保険室 電話：072-841-1403 ファクス：072-841-3716
--------	--